

請求人様

福知山市監査委員 長坂 勉

福知山市監査委員 中嶋 守

福知山市住民監査請求について（通知）

令和5年6月14日付けで提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく福知山市住民監査請求について、下記のとおり通知します。

記

第1 請求の内容

1 対象者

福知山市 市長 大橋一夫 その他関係する市職員

「内部告発者から具申されたゴミ収集許可業者の不正を長年見逃し、不正の詳細な実態解明をすることなく、裁判において把握していた事実と異なる主張をしたことにより結果的に市の財政に多大な損害を及ぼした」（請求書より抜粋）

2 請求の要旨

本件請求書及び請求人の陳述等に基づく請求内容の要点は次のとおりである。

※請求人提出の請求書の記載より引用

(1)「裁判において把握していた事実と異なる主張をしたことにより結果的に市の財政に多大な損害を及ぼした」

「平成27年度と平成28年度の2年分だけで全てを「事業ごみ」と判断すれば、損失額は合計で5,010,890円となる。事業者と市の担当者が虚偽の説明をしたことにより市が受けた損失は、返還済みの945,210円との差額分4,065,680円となる」

- (2)「市が裁判で弁護士費用等で支払った金額は合計 2,015,017 円であり、内部告発を真剣に受け止め、独自でしかるべき調査を行っておればこれも本来支払うべき費用でなかったこととなり、市に与えた損失となる」
- (3)「責任の所在を明らかにし、関係者の減俸、記者会見、ホームページ等への記載により原因、結果、再発防止について周知させる事を求める」
「市役所はごみ処理に関する不正を内部告発されたにも拘わらず無視し続けた」
他

3 請求人

住所 福知山市 (略)
氏名 (略)
住所 福知山市 (略)
氏名 (略)
住所 福知山市 (略)
氏名 (略)
住所 福知山市 (略)
氏名 (略)
住所 福知山市 (略)
氏名 (略)

4 請求人が提出した事実証明書

証拠資料・補足資料とされる書面については、本監査結果への記載を省略した。

第2 請求書の提出・受理

本請求書は、令和5年6月14日付けで提出された。

請求書の記載内容について、監査委員より補正が必要として補正書の提出を求めたところ、令和5年6月28日に補正書が提出され收受した。

地方自治法第242条に規定する所定の要件を具備していると認め、令和5年7月5日に受理した。

第3 請求人の陳述及び追加資料の提出

同法第242条第7項の規定により、令和5年7月18日に追加資料の提出があった。

同項の規定により、令和5年7月20日に請求人らに陳述の機会を与え、請求に沿うような陳述があった。

第4 監査の実施

1 監査の期間

令和5年7月5日から令和5年8月8日まで

2 監査の対象部署

福祉保健部 子ども政策室

市民総務部 総務課、生活環境課

第5 監査対象事項

1 「請求の要旨（1）」について

本項に関して、請求人が本住民監査請求において監査を求める事項（以下「監査事項」という。）は、請求書、監査委員からの補正命令に応じて提出された補正書、さらには意見陳述の際に提出された意見陳述書等からは、地方自治法第242条第1項の規定する監査の対象となる事項である、違法・不当と主張する財務会計行為のうち、市の損害が誰のどのような行為によって発生したのかという部分について、必ずしも判然としないところがある。

この点について、上記の請求人が提出した各書面や意見陳述の場での請求人の陳述によると、監査事項は、平成29年8月24日付けで行われた本住民監査請求の請求人とは異なる住民からの住民監査請求（以下「前監査請求」という。）での監査の事項及び同年11月17日付けで提起された前監査請求を前提とする住民訴訟（以下「前住民訴訟」という。）での請求と同様の内容である市の事業者及び市の職員に対する同人らの不法行為に基づく損害賠償請求権（以下「市の事業者等に対する請求権」という。）が行使されていないことが、同項の規定する怠る事実であると主張していると考えられる。

そして、本住民監査請求は、請求人による調査の結果、「事業者と市の担当者が虚偽の説明をしたこと」等が新たに判明したことを理由に、前監査請求及び前住民訴訟で認められなかった金額分の市の事業者等に対する請求権が行使されていないとして、改めて監査を求めると主張していると考えられる。

もっとも、市の事業者等に対する請求権とは、上述のとおり、不法行為に基づき発生するものであり、不法行為による損害賠償請求権は、「被害者…が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する」（民法第724条（平成29年改正前。以下同様。))。そうすると、市の事業者等に対する請求権について、これが時効によって消滅しているかどうかを検討する必要がある。

この点について、市の事業者等に対する請求権につき、当該権利の行使が可能となった時点すなわち時効の起算点は、遅くとも前監査請求がなされた時点の平成29年8月24日であると考えられる。

ところで、地方自治法第242条の2（平成29年改正前。以下本項において同じ。）は、同条第1項第4号の規定による訴訟が提起された場合には、怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関は、遅滞なく、その訴訟の告知を行わなければならないとしており（同条第7項）、この訴訟告知は、民法第147条第1号の請求とみなされるものの（同条第8項）、当該住民訴訟が終了した日から6

月以内に裁判上の請求をしなければ時効中断の効力が生じないと規定している（同条第9項）。

このとき、前住民訴訟においては、提起時に相手方である事業者に対して訴訟告知はなされているものの、同訴訟で争われた市の事業者等に対する請求権については、前住民訴訟における請求の金額のうち一部のみが認容されている。

そしてこの認容された金額につき、市は事業者に対して支払いを求め、事業者から当該金額についての支払いを受けているものの、前住民訴訟で認められなかった金額については裁判上の請求が行われていない。

そうすると、市の事業者等に対する請求権のうち、前住民訴訟で認容されなかった金額分については、仮にその金額分の請求権が発生していたとしても、前住民訴訟における訴訟告知による時効中断の効力が生じていないのであるから、時効の起算点である平成29年8月24日から3年の経過を以て、時効により消滅している。

よって、監査事項を市の事業者等に対する請求権の不行使が怠る事実当該するかどうかという内容とした場合には、既に民法上の請求権については消滅時効が完成し怠る事実が解消されているため、監査請求の対象となる事項が存在しない。

なお、市の事業者等に対する請求権は、民法第709条が規定する不法行為による損害賠償請求権であり、私法上の債権であるから、同請求権の時効の完成は、債務者たる事業者による時効の援用が必要である（民法第145条）。

この点について、事業者は前住民訴訟において訴訟告知を受けて訴訟に参加していたとみなされること、前住民訴訟の終了後に同訴訟で認容された金額のみを支払っていること、同訴訟で認容されなかった金額について支払う意思を示しているといった事情は存在しないこと等の事情を踏まえると、住民監査請求における怠る事実の存否の判断に際しては、たとえ時効の援用の意思表示が明示的になされていなくとも消滅時効の期間の満了を以て同請求権の行使が不可能となったあるいは消滅時効の期間満了を以て市が同請求権を行使しなかったことが怠る事実当該するとまでは言えないと判断することに支障はない。

もっとも、請求人としては、本住民監査請求において監査を求める事項につき、上記の市の事業者等に対する請求権の不行使とするのではなく、同請求権が消滅時効の完成により行使できなくなったのは、「事業者と市の担当者が虚偽の説明をしたこと」がそもそもの原因であるとして、当該原因を作り出したことに関与した市の職員や執行機関の長たる市長に民法上の不法行為責任が生じていることを前提に、市の市長及び職員に対する当該不法行為に基づく損害賠償請求権（以下「市の職員等に対する請求権」という。）の不行使が怠る事実であると主張していると解する余地もある。

そして、上記の「事業者と市の担当者が虚偽の説明をしたこと」によって被った市の損害としては、前住民訴訟における市の事業者等に対する請求権につき認容されなかった分であり、この損害を填補する為の市の職員等に対する請求権が未だ行使されていないことが、地方自治法第242条第1項の規定する怠る事実他にないと主張していると解することが出来る。

監査委員としては、本住民監査請求における請求人の請求の要旨を上記のとおり解することとし、この場合における監査事項を、（1）市の職員等に対する請求権の行使の前提として、市長及び職員の不法行為責任を基礎づける市職員による虚偽の

説明の行為が認められるかどうか、(2)市が同請求権を行使しないことが裁量権の濫用・逸脱であり怠る事実であると認められるかどうか、と整理し、当該各事項を監査の対象とする。

2 「請求の要旨(2)」について

本項に関する請求人の主張は、おおむね、前住民訴訟において、市が弁護士に市の代理人として同訴訟の遂行等を委任する旨の委任契約を締結し、同契約に基づいて着手金等の弁護士報酬費用を支払っていたところ(以下「本件費用支出行為」という。)、同費用につき、「内部告発を真剣に受け止め、独自でしかるべき調査を行っておれば」支払う必要がなかったとの主張と理解される。

この点について、請求人が本住民監査請求において監査を求める事項について、「請求の要旨(1)」と同じく整理すると、まず、本件費用支出行為それ自体が違法又は不当な公金の支出であると主張していると考えられる。

また、これとは別に、本件費用支出行為によって市が損害を被ったところ、この損害は「事業者と市の担当者が虚偽の説明をしたこと」、さらにはそのことを認識していたにもかかわらず「しかるべき調査」を行わなかったことにより発生したものであり、この原因行為を作り出したことに関与した執行機関の長たる市長や市の職員に対して、損害の填補を目的とする市長及び市の職員に対する損害賠償請求権の不行使が怠る事実であると主張していると解する余地もある。

このとき、監査事項を、前者の「違法又は不当な公金の支出」であるとした場合には、地方自治法第242条第2項が規定する期間制限が適用されることになるが、一見すると同一の事象からもたらされたと考えられる違法又は不当な財務会計行為であっても、後者の「怠る事実」であるとした場合に、この制限が適用されないと言えるかを検討する必要がある。

この点について、監査委員が怠る事実の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、当該怠る行為は地方自治法第242条第2項が規定する期間制限には服さないとされている(いわゆる「真正怠る行為」)。(最高裁平成14年7月2日判決)

これを本件についてみると、本件費用支出行為それ自体は市と弁護士との間で締結された委任契約に基づくものであるから特定の財務会計上の行為と言えるが、請求人が主張するところとしては、本件費用支出行為が市の財務会計法規に違反して違法であるというのではなく、請求人が請求書等で掲げる「市長その他関係する職員」による「虚偽の説明」をしたことや「しかるべき調査」を行わなかったことなどの作為又は不作為の行為によって不要な支出を生じさせたことにより、市の損害が発生したというものであると考えられ、その損害賠償請求権の発生根拠は「市長、その他関係する職員」の不法行為に基づくものであると解することができ、そうであれば、本住民監査請求における監査事項については、地方自治法第242条第2項が規定する期間制限に服するものではないと考えられる。

以上の内容から、監査委員としては、請求人の主張する監査事項を(1)違法又は不当な公金の支出であるとした場合、(2)怠る事実であるとした場合、とそれぞれ

個別の請求について、当該各事項を監査の対象とする。

3 「請求の要旨（3）」について

本項については、（1）及び（2）とは異なり、地方自治法第242条第1項が規定する財務会計行為それ自体を掲げているものではない。従って、請求人が求める内容が監査の対象に該当するかを検討する。

第6 事実の概要

【ごみ手数料にかかる内容】

- ・平成29年 8月24日 前住民監査請求
- ・平成29年10月20日 前住民監査請求通知（棄却）
- ・平成30年 1月 4日 子ども政策室（前子育て支援課） 決裁文書起案
(証拠資料3)
- ・令和 2年 9月 7日 平成29年（行ウ）第35号 損害賠償請求事件
京都地方裁判所 判決
- ・令和 4年 3月 3日 令和2年（行コ）第138号 損害賠償請求控訴事件
大阪高等裁判所 判決
- ・令和 4年 8月16日 当事者双方による上告及び上告受理申立てにつき上告棄却及び上告不受理決定がなされる。これにより控訴審判決が確定。
最高裁判所 決定

【弁護士費用にかかる内容】

- ・平成30年 2月26日 弁護士費用支出（訴訟着手金）
 - ・平成30年 4月 9日 弁護士費用支出（京都地裁出張報償金）
 - ・平成30年 4月 9日 弁護士費用支出（京都地裁経費）
 - ・令和 元年 5月 7日 弁護士費用支出（京都地裁出張報償金）
 - ・令和 元年 5月 7日 弁護士費用支出（京都地裁経費）
 - ・令和 2年 5月18日 弁護士費用支出（京都地裁出張報償金）
 - ・令和 2年 5月18日 弁護士費用支出（京都地裁経費）
 - ・令和 3年 1月25日 弁護士費用支出（訴訟着手金）
 - ・令和 3年 4月26日 弁護士費用支出（京都地裁出張報償金）
 - ・令和 3年 4月26日 弁護士費用支出（京都地裁経費）
 - ・令和 4年 5月23日 弁護士費用支出（最高裁諸費用）
 - ・令和 4年11月21日 弁護士費用支出（上告訴訟報酬）
- 弁護士費用総額：2,015,017円

第7 監査対象部署からの説明（抜粋）

1 令和5年7月25日に福祉保健部子ども政策室に対して聴き取りを行い、以下のとおり説明があった。

- (1) 証拠資料3、子ども政策室の決裁文書、平成30年1月4日起案「福知山市立保育園・幼稚園・小学校・中学校・児童館等廃棄物収集運搬業務委託業者に対する不当利得返還請求について（伺）」決裁文書の中、「2 請求理由」のうち、「業者への聴き取りの中で、平成13年度から社会福祉施設のごみだけでなく、全てのごみを「家庭系ごみ」として搬入していたと判明した」の記載については、業者への聴き取りの中で、「市と契約しているごみだけでなく、市以外の本来事業ごみとして搬入すべきもの全てを家庭系ごみとして搬入していた」と聴き取ったのか。

(担当課の説明の要旨)

当該決裁文書は、当時子育て支援課が契約をしていた保育園・幼稚園・小学校・中学校・児童館等にかかる廃棄物収集運搬業務のみを返還請求の対象としているものであるため、ここでの「社会福祉施設のごみだけでなく、全てのごみ」との表記は「社会福祉施設のごみだけでなく、保育園・幼稚園・小学校・中学校・児童館等のごみ」を指すにとどまり、「市の契約以外の本来事業ごみとして搬入すべきもの全てを家庭系ごみとして搬入していた」と聞き取ったものではない。当時子育て支援課の契約の相手方が当該業者であったとはいえ、市の契約以外の全てのごみについて、どう搬入していたかを聞き取る行為は子育て支援課の主管範囲を超えている。

- (2) 当該決裁文書の中、「2 請求理由」のうち、「業者への聴き取り」については、いつ・誰が実施したもので、また聴き取りの詳細内容は何か。

(担当課の説明の要旨)

「業者への聴き取り」についての詳細資料はないため不明である。

2 令和5年7月25日に市民総務部生活環境課に対して聴き取りを行い、以下のとおり説明があった。

- (1) 証拠資料3、子ども政策室の決裁文書、平成30年1月4日起案「福知山市立保育園・幼稚園・小学校・中学校・児童館等廃棄物収集運搬業務委託業者に対する不当利得返還請求について（伺）」決裁文書の中、「2 請求理由」のうち、「業者への聴き取りの中で、平成13年度から社会福祉施設のごみだけでなく、全てのごみを「家庭系ごみ」として搬入していたと判明した」と記載があり、生活環境課職員が合議をしているが、決裁文書中の「業者への聴き取りの中で、平成13年度から社会福祉施設のごみだけでなく、全てのごみを「家庭系ごみ」として搬入していたと判明した」の記載により、決裁当時、生活環境課職員は「事業者が市と契約しているごみだけでなく、市以外の本来事業ごみとして搬入すべきもの全てを家庭系ごみとして搬入していた」と承知していたのか。

(担当課の説明の要旨)

当課が所管する文書・記録などにはそうした認識を示すものではなく、実際に当該事業者は平成27年度には22,130 kg、平成28年度には6,380 kg、それぞれ事業系ごみとして環境パークに搬入しており、当時の生活環境課職員は請求理由でいうような「本来事業系として搬入すべきものをすべて家庭系ごみとして搬入していた」との認識は持ちえなかったものとする。

- (2) 請求書の中、「福知山市の損害 また市が裁判で弁護士費用等で支払った金額は合計2,015,017円であり、内部告発を真剣に受け止め、独自でしかるべき調査を行っておればこれも本来支払うべき費用でなかったこととなり、市に与えた損失となる」の主張があるが、平成30年2月26日から令和4年11月21日までの市の訴訟業務にかかる弁護士関係費用の支出は、「内部告発を真剣に受け止め、独自でしかるべき調査を行っておればこれも本来支払うべき費用でなかった」と考えるか。

(担当課の説明の要旨)

当時は、居住系社会福祉施設の居住者が出す「生活ごみ」については、家庭系一般廃棄物として受け入れる運用を行っていた。その中で、取り決め内容を再検討するため、平成26年度から当該運用の見直しを行っており、内部告発に関してはその運用に関するものと認識し、社会福祉施設全体の運用の見直し対応を優先していた。従ってかかる事態は予見できなかったものであり「本来支払うべき費用でなかった」とは考えていない。

- 3 令和5年7月25日に市民総務部総務課に対して聴き取りを行い、以下のとおり説明があった。

- (1) 裁判の判決に関連する、平成30年2月26日から令和4年11月21日までの市の支出については、違法・不当であるとする主張についてどう考えるか。

(担当課の説明の要旨)

現実に市の執行機関に対し訴訟を提起されており、裁判に対応するため、弁護士と委託契約書を締結しているのであり、違法・不当であるとは考えていない。

第8 監査委員の判断

- 1 「請求の要旨(1)」について

第5の1で整理したとおり、まず、(1)として市の職員等に対する請求権の行使の前提として、市長及び職員の不法行為責任を基礎づける虚偽の説明をした行為等が認められるかどうかを検討する。

請求人が主張する前監査請求の結果に反する証拠資料3の決裁文書の内容について、子ども政策室からの説明を受け資料を求めたが、決裁文書の作成課としては、

「全てのごみ」の記載が示すものは市契約分のみであり、それ以外は担当課が聞き取る行為ではないとの認識があるとのことであった。

また、請求人が前住民訴訟において虚偽の陳述をしたと主張する職員が当時在籍していた生活環境課についても同じく説明を求めたところ、同課としては、当時は家庭ごみだけでなく事業ごみの搬入もあったことから「全てのごみ」を家庭ごみで搬入していたことは認められないとの認識であった。

両課の説明内容に不合理な点や齟齬する部分は認められず、当該決裁文書のみをもって前監査請求及び前住民訴訟の結果と異なる結果を示す事実を認めることはできなかった。

そうすると、「裁判において把握していた事実と異なる主張をしたこと」や「事業者と市の担当者が虚偽の説明をしたこと」という請求人が主張するような事実による市長及び市の職員等による不法行為責任を示す行為があったものとは認められない。

以上のとおりであるから、市の職員等に対する請求権自体が認められないため、第5の1で整理した監査事項のうちの(2)の事項を監査するまでもなく、怠る事実が存在するとは言えない。

2 「請求の要旨(2)」について

(1) 監査対象事項を「違法又は不当な公金の支出」であるとした場合

ア 監査対象事項の期間制限

請求人が指摘される弁護士費用の支出については、第6「事実の概要」に記載したとおり、平成30年2月26日から令和4年1月21日までの複数回なされている。

この点について、前述のとおり、地方自治法第242条第2項は特定の財務会計行為につき住民監査請求を行うことが出来る期間を制限しており、具体的には当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がある場合に限ってこれを行うことが出来ると定められている。

そうすると、上記の弁護士費用の支出の中には、支出から1年を経過するものがあり、これにつき住民監査請求をできなかったことに正当な理由があるかどうかを検討する。

このとき、地方自治法第242条第2項ただし書きの「正当な理由」があるときは、住民監査請求の1年の請求期限が法律関係の早期安定を図る趣旨であると考えられることから、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができたと解される時から相当な期間内に住民監査請求をした場合をいうと解するのが相当である。(最高裁平成14年9月12日判決)

そして、財務会計上の行為が記載された公文書が情報公開制度等により閲覧可能な状態になった場合には、客観的に見て住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解するのが相当である。(東京高裁平成19年2月14日判決)

これを本件についてみると、請求人が主張する内容等からは、請求人が弁護士費用の支出行為につきこれが違法又は不当であるという判断に至ったのは、

令和5年4月18日付け公文書開示請求に基づき取得した公文書の記載内容からであると考えられるが、請求人が主張する「違法又は不当な公金の支出」である弁護士費用の支出行為自体は、その支出がなされた後であれば福知山市情報公開条例に基づく公文書開示請求により、弁護士費用が支出されたこと分かる公文書の閲覧・謄写が可能な状態となっていた。

さらに、前住民訴訟において市が訴訟遂行を弁護士に委任していたこと及び当該弁護士に対して報酬の支払等がなされることは当然に予測でき、各支出がなされた後に請求人が上記制度に基づいて公文書開示請求を行っていれば当該財務会計行為の存在及び内容について住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたというべきである。

以上のとおりであるから、請求人の求める監査事項を「違法又は不当な公金の支出」とした場合において、弁護士費用につきそれぞれ支出がなされた時点から1年を経過した支出行為については、地方自治法第242条第2項ただし書きの「正当な理由」が認められず、監査を行うことが出来ない。

よって、当該財務会計行為に対する監査は、令和4年11月21日支出分を対象として行い、その余の請求は対象外とする。

イ 監査対象事項の実体的判断

生活環境課職員からの聴き取り及び提出された関係文書等によると、前住民訴訟において争点となっていた「生活ごみ」に関しては、前監査請求がなされる前の時点において当時の職員から問い合わせ等があったが、第7で記載したとおり、この問い合わせ等を踏まえても、当時の運用につき正当な理由があると考え、前監査請求における監査委員からの聴き取りにもその旨回答したものである。

そして、前監査請求における監査委員の結果通知としても、監査請求につき理由がないという結果であったことを踏まえて、市の執行機関として前住民訴訟に応訴したものと考えられる。

このように、市の執行機関の長である市長が、生活ごみに関する運用につき、当時において市の運用に正当性が認められるものと考えていたからこそ応訴したものであり、一般に地方公共団体において住民訴訟等の市が当事者となる訴訟に対応するために、事件の遂行等につき専門職である弁護士に委任すること自体は不合理なものとは言えない。

そして、第8の1でも述べたとおり、請求人が主張するような市の職員による虚偽の説明の事実は認められなかったのであるから、弁護士費用の支出が「本来支払うべきものではなかった」とまでは言えない。

以上のとおり、前住民訴訟において市が弁護士に対して弁護士報酬等の名目で支出した行為に違法又は不当な部分は見当たらない。

(2) 監査対象事項を「怠る事実」であるとした場合

第5の2でも記載したとおり、監査対象事項を「怠る事実」とした場合において、市の弁護士費用支出相当額についての損害賠償請求権の発生根拠である不法行為責任を示す具体的な事実としては、「市長その他関係する職員」が「虚偽の説

明」をしたことや「しかるべき調査」を行わなかったことなどの作為又は不作為の行為であると考えられる。

もっとも、これまで検討したとおり、市の職員が虚偽の説明を行ったことなどを示すものはなく、そもそも市が行使することのできる損害賠償請求権がない以上、怠る事実があったものとは認められない。

3 「請求の要旨（3）」について

請求書のうち「責任の所在を明らかにし、関係者の減俸、記者会見、ホームページ等への記載により原因、結果、再発防止について周知させることを求める」、「市役所はごみ処理に関する不正を内部告発されたにも拘わらず無視し続けた」他、以上の事項を含め前段1及び2以外の請求人が求める事項は地方自治法第242条に規定された住民監査請求の対象とは認められないものであり、違法又は不当な財務会計行為の摘示がない以上、監査の対象とすることができない。

第9 結論

以上に述べたとおり、まず「請求の要旨（1）」については、これを市の事業者等に対する損害賠償請求権の不行使を怠る事実として主張するものであれば、当該請求権が消滅時効の完成により行使できなくなっているため、監査の対象が存在しないものであるから却下とし、これを市の職員等に対するこれまでの虚偽の説明による損害賠償請求権の不行使を怠る事実として主張するものであれば、虚偽の説明という事実が認められず請求に理由がないものとして棄却する。

次に「請求の要旨（2）」については、これを弁護士費用の支出行為自体が違法又は不当な公金の支出として主張するのであれば、期間制限を適用した支出から1年を経過するものについては却下、それ以外のものについては公金の支出に違法又は不当な部分は見当たらない以上棄却とする。

また、これを市長その他関係する職員の不法行為により不要な弁護士費用の支出が行われたことを原因とする同人らに対する損害賠償請求権の不行使が怠る事実であるとして主張するのであれば、当該請求権がないと認め請求に理由がないものとして棄却する。

最後に「請求の要旨（3）」については、地方自治法第242条第1項が規定する違法又は不当な財務会計行為を摘示するものではない要求行為と認め、監査の対象とすることは出来ず却下とする。